

平成27年3月定例教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成27年3月23日（月）

開会 14時00分

閉会 15時55分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長	山縣 俊郎
委員長職務代理者	稲野 靖枝
委員長職務代理者	岡野 芳子
委員	中田 範夫
委員	宮部 秀文
委員（教育長）	浅原 司

4 出席者

教育次長	原田 尚
教育次長	小西 哲也
審議監	廣川 晋
審議監	河村 行則
教育政策課長	嘉村 靖
教職員課長	首藤 裕司
義務教育課長	清時 崇文
高校教育課長	栗林 正和
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	藤村 恭久
世界アウトジャンホリ開催支援室次長	河村 祐一
人権教育課長	高原 透
学校安全・体育課長	御神本 実
教育政策課企画監	濱井 昭巳
やまぐち総合教育支援センター次長	小村 信

議案

議案第1号『山口県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について』

議案第2号『山口県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について』

議案第3号『教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

議案第4号『山口県教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い改正が必要となる関係規則の改正について、教育政策課から一括して説明し、承認を求めた。

【概要】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴う 関係規則及び訓令の改正について

1 趣旨

教育委員会制度の改正を内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「法」という）の施行に伴い、関係規則及び訓令を改正するもの

2 関係規則の改正内容

現行の委員長と教育長が一本化された新「教育長」の設置及び委員長の廃止に伴う規定の改正や、教育長に委任された事務の管理及び執行の状況についての報告に関する規定の追加等、関係規則及び訓令の所要の改正を次のとおり行う。

(1) 山口県教育委員会会議規則の一部改正

- 教育委員会会議の議事の運営等を教育長が行う。
- 委員長の選挙及び委員長職務代理者に関する規定の削除を行う。
- 地教行法の引用条項の整理等を行う。

(2) 山口県教育委員会会議傍聴規則の一部改正

- 傍聴の制限や撮影・録音等の許可、退場の命令を教育長が行う。
- 地教行法の引用条項の整理を行う。

(3) 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正

- 地教行法に以下の規定が追加されたことから、教育長に委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会会議で報告する旨の規定を加える。

地教行法第25条

第3項 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

- 地教行法の引用条項の整理を行う。
- ##### (4) 教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部改正
- 教育長が特別職となることに伴い、教育次長の職務規定の見直しを以下のとおり行う。

<教育次長の職務>

改正前	改正後
教育長をたすけ、上司の命を受けて教育庁の事務を整理する。	教育長の命を受けて教育庁の事務を整理する。

- 地教行法の引用条項の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第1号、第2号、第3号及び第4号については、全委員の賛成により承認された。

議案第5号『市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則の制定 について』

「市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」の改正について、教職員課から報告し、承認を求めた。

【概要】

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則の 制定の概要

1 改正の趣旨

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則で定める事項の一部を教職員評価の実施に係る要領で定めることとした期間を、更に1年間延長するために所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

付則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。
(定期評定の実施の時期等の特例)

2 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間における定期評定の実施の時期、評定者及び調整者並びに勤務評定書の様式は、第3条第2項、第6条第1項及び第7条の規定にかかわらず、教育長が定める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第5号については、全委員の賛成により承認された。

議案第6号『山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について』 議案第7号『山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の 制定について』

「山口県立高等学校の管理に関する規則」及び「山口県立学校全日制課程の通学区域に関する規則」の改正について、一括して高校教育課から説明し、承認を求めた。

【概要】

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 防府商工高等学校及び美祢青嶺高等学校を開校して、防府商業高等学校、美祢高等学校及び青嶺高等学校を募集停止したことに伴い、平成26年度末をもって防府商業高等学校、美祢高等学校及び青嶺高等学校の在籍者がなくなり、同校が廃止となるため。
- (2) 平成25年4月に西京高等学校会計OA科を募集停止したことに伴い、平成26年度末をもって同科の在籍者がなくなり、同科が廃止となるため。
- (3) 特別支援学校高等部の定員の一部を変更するため。

2 改正の概要

- (1) 別表の1の表山口県立防府商業高等学校の項、山口県立美祢高等学校の項及び山口県立青嶺高等学校の項を削除する。
- (2) 別表の1の表山口県立西京高等学校の項のうち、会計OA科を削除する。
- (3) 別表の4の表岩国総合支援学校、田布施総合支援学校、周南総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、山口総合支援学校、宇部総合支援学校、下関南総合支援学校、下関総合支援学校、萩総合支援学校の高等部の定員を改める。

3 施行期日

平成27年4月1日

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部 を改正する規則について

1 改正の理由

美祢青嶺高等学校を開校して、美祢高等学校及び青嶺高等学校を募集停止したことに伴い、平成26年度末をもって美祢高等学校及び青嶺高等学校の在籍者がなくなり、同校が廃止となるため。

2 概要

別表第一の項中「山口県立美祢高等学校」の項及び「山口県立青嶺高等学校」の項を削除するとともに、別表第二の項中「山口県立美祢高等学校」の項を削除する。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第6号及び第7号については、全委員の賛成により承認された。

議案第 8 号『山口県教育振興基本計画の改定について』

山口県教育振興基本計画の改定について、教育政策課から説明し、承認を求めた。

【概 要】

改定の趣旨・内容

山口県教育委員会では、少子高齢化の進行やグローバル化、高度情報化の進展など、本県教育を取り巻く環境の変化や、本県の子どもの状況、国の教育改革の動向等も的確に捉えた上で、平成 25 年 10 月に、本県教育がめざす方向性と施策等を示した新たな指針として、山口県教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」）を策定し、本県教育の振興に向けた様々な施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

一方、平成 27 年 3 月には、新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をとりまとめた総合的な計画であり、かつ、その方向性に沿って取り組むべき具体的な施策を掲げた実行計画でもある「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」（以下「チャレンジプラン」）が策定されます。

このチャレンジプランは、本県の施策別計画・構想等の最上位の計画となることから、現行の教育振興基本計画の目標や位置付け、計画期間、30 の施策などの基本的な枠組みを継承しつつ、具体的な施策の展開に際して、チャレンジプラン（最終案）の重点施策や活力指標を踏まえながら、「10 の緊急・重点プロジェクト」の取組内容や 50 の「主な推進指標」の目標値等について、チャレンジプランと教育振興基本計画の整合性を確保したものです。

計画の位置づけ

本計画は、チャレンジプランにおいて、県づくりの基本目標として掲げる、「活力みなぎる山口県」の実現に向けて、本県教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針や取組を明らかにするものです。

また、教育基本法第 17 条第 2 項に定める本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

計画期間

平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 年間
（平成 27 年 3 月一部改定）

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
山口県	山口県教育ビジョン（H10.3 策定） H10～24（15 年間）															山口県教育振興基本計画 H25～29（5 年間）				
																改定教育振興基本計画				
国											教育振興基本計画					第 2 期教育振興基本計画				

計画の全体像

本県教育をめぐる状況

教育を取り巻く環境

- 1 少子高齢化の進行と家庭・地域社会の変容
- 2 グローバル化・高度情報化の進展と知識基盤社会化
- 3 雇用環境の変化
- 4 東日本大震災の教訓

子どもの状況

- 1 子どもの学力・学習状況
- 2 子どもの意識
- 3 子どもの体格・体力
- 4 児童生徒の問題行動等

教育目標：未来を拓く ^{ひら}たくましい「やまぐちっ子」の育成

- やまぐちっ子のすがた
- 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人
 - 知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付け、他者とのつながりを大切にしながら力強く生きていく人
 - 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

目標達成に向けて

3つの力(学ぶ力、創る力、生き抜く力) 3つの心(広い心、温かい心、燃える心)の育成

施策の展開

総合的・計画的な施策の推進

3つの
施策の柱

- 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- 質の高い教育環境づくりの推進
- 生涯にわたる県民総参加の教育の推進

30の施策

50の主な推進指標

重点化

10の緊急・重点プロジェクトの推進

- ① 地域ぐるみの教育推進プロジェクト
- ② 確かな学力育成プロジェクト
- ③ 豊かな心育成プロジェクト
- ④ 子ども元気創造プロジェクト
- ⑤ グローバル人材育成プロジェクト
- ⑥ ものづくり人材育成プロジェクト
- ⑦ 魅力ある学校づくりプロジェクト
- ⑧ 安心・安全な学校づくりプロジェクト
- ⑨ 教職員人材育成プロジェクト
- ⑩ 世界スカウトジャンボリー開催プロジェクト

計画の着実な推進

- 市町教委、関係機関・関係団体等との連携
- 教育委員会の事務の点検・評価
- 外部意見の反映

1 教育目標, 目標達成に向けて

◆ 本県教育の目標

ひら 未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成

- 少子高齢化の進行やグローバル化、高度情報化の進展など大きく変化が予想されるこれからの社会において、夢や目標を志に高め、他者とのつながりを大切にするとともに、自信と希望をもって自らの将来や社会を力強く切り拓いていく子どもたちを育てていくことが必要です。
- このため、本県教育の目標を「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」として掲げ、教育内容や指導・支援体制の充実、教育環境の整備など、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進します。

めざす「やまぐちっ子」のすがた

★ 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人

- ・ 一人ひとりの願いや思いを、未来への大いなる夢や理想へと高め、その実現に向けた強い意志を有している。
- ・ 将来に対し希望をもちながら、自らを高めるための努力を惜しまず、未知なるものへ進んで挑戦する態度や困難を乗り越える態度、新しいものを取り入れようとする態度を身に付けている。

★ 知・徳・体の調和がとれた生きる力を身に付け、他者とのつながりを大切にしながら力強く生きていく人

- ・ 志をもちながら未来に向かって挑戦し続けるために必要な、学び続ける力やたくましさ、さらにはこれらを支える豊かな人間性を有している。
- ・ 他者を思いやり、共感したり、感謝したりする心を有するとともに、自己のよさや可能性を見出し、個性を發揮しながら、主体的に考え、判断し、行動するなど、自主・自立の精神に富んでいる。

★ 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

- ・ 豊かな国際感覚をもち、幅広い視野で考え、行動することができる。
- ・ ふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にすることをもち続け、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与している。

◆ 目標達成に向けて

教育目標の達成に向けて、子どもたちに「3つの力」、「3つの心」を育成します。

3つの力

学ぶ力

「これからの社会において求められる、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断を可能にする、生涯を通じて主体的に学び続ける力」

創る力

「社会構造が大きく変化中、新たな価値を創造するなど、未来に向かって新しい発想で物事に取り組んでいく力」

生き抜く力

「自己を律しながら、社会の中で役割を果たす責任感や勤勉な態度を有し、多様な他者と連携協働しながら、様々な困難を乗り越えていく行動力」

3つの心

広い心

「互いの人格や価値観を受け入れ、尊重するとともに、互いに理解し協力し合う、前向きで広い心」

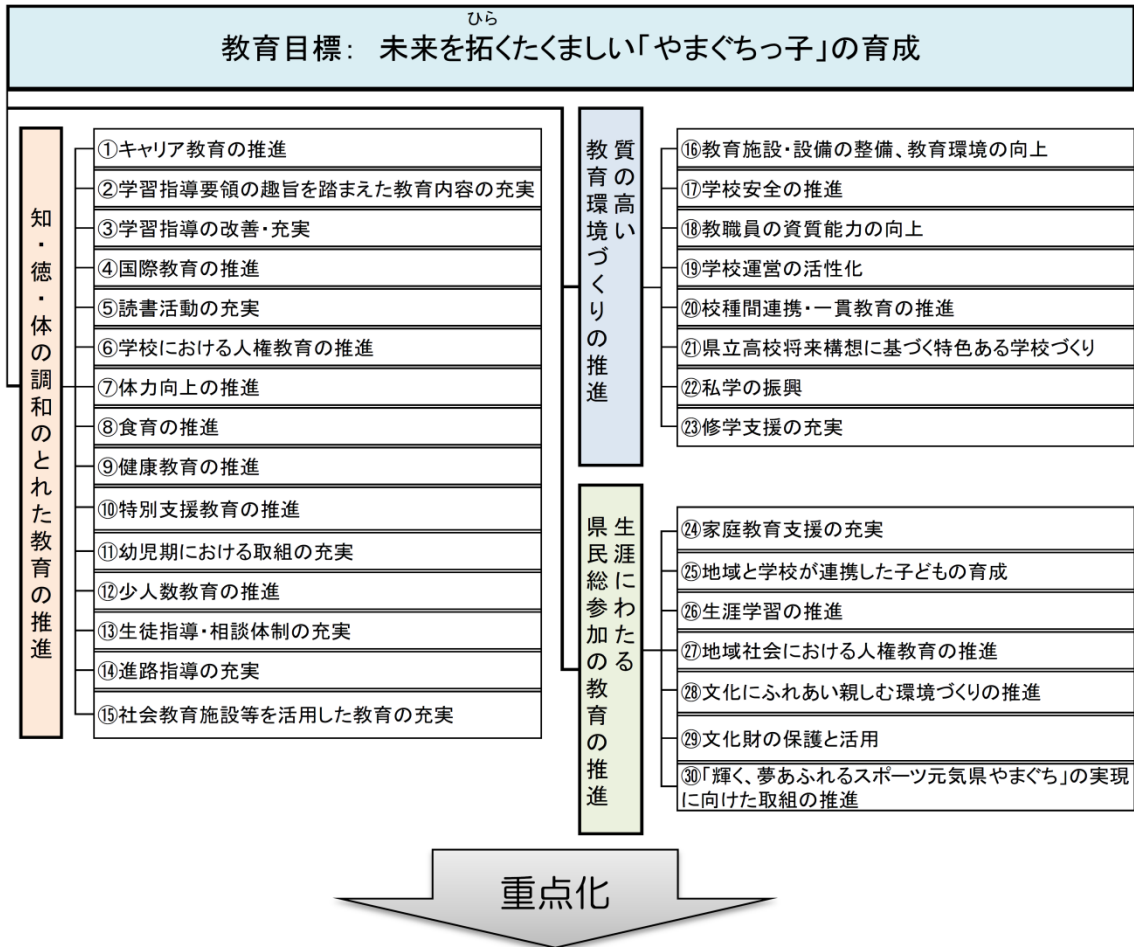
温かい心

「人間に対する深い愛情や自然・生命に対する畏敬の念などを基盤とした、豊かで温かい心」

燃える心

「大いなる夢や高い理想をもち、その実現をめざす、不撓不屈の意志や勇氣など、熱く燃える心」

2 総合的・計画的な施策の推進



10の緊急・重点プロジェクト

施策の展開に際しては、計画の進捗状況や国の動向等を踏まえる必要があることから、単年度の計画としての「山口県教育推進の手引き」を毎年度作成し、「教育活動の展開に当たっての基軸」や「全県共通テーマ」に基づき、学校等での取組の重点化を図ります。

[教育活動の展開に当たっての基軸]

「キャリア教育」「コミュニケーション能力を育む教育」「地域や伝統、文化を踏まえた教育」を基軸として、それぞれの教育活動を展開しながら、子どもの状況、時代や社会の変化に対応した様々な施策や取組等を推進します。

[全県共通テーマによる重点的な取組]

本県教育の現状や学校に求められることを踏まえて、年度ごとに設定する共通テーマについての取組を県内全ての公立学校が進めることで、本県の教育力の着実な向上を図ります。

3 緊急・重点プロジェクトの推進

変化の激しい時代にあって、子どもたち一人ひとりに力強く生き抜く力を育ていくためには、学力や体力の維持・向上はもとより、いじめや不登校問題への対応、家庭・地域の教育力の向上など、複雑・多様化する教育課題により的確に対応することが重要です。

とりわけ、人口減少・少子高齢社会にあって、核家族化や地域のつながりの希薄化が進行しており、学校、家庭、地域が一体となった本県らしい特色ある教育を推進していくためには、社会総がかりによる『地域教育力日本一』の取組による確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育を推進していくことが重要となっています。

また、経済、文化、科学技術など、様々な分野でグローバル化が進展しており、郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人材の育成や本県のものづくり産業を担う人材の育成に向けた教育を推進していくことが求められています。

さらに、こうした教育を推進していくためには、魅力ある学校づくりや安心・安全な学校づくり、さらには学校教育の直接の担い手である教職員の育成など、質の高い教育環境づくりを推進していく必要があります。

このほか、平成 27 年に本県で開催される「世界スカウトジャンボリー」は、子どもたちが国内外のスカウトと交流することにより、国際理解と健全育成を推進する絶好の機会です。

こうしたことから、これらの取組を、計画期間内に重点的に実施する「10 の緊急・重点プロジェクト」として掲げ、具体的な工程表に沿って、本県の実情を踏まえた実効ある取組を推進します。

- ① 地域ぐるみの教育推進プロジェクト
- ② 確かな学力育成プロジェクト
- ③ 豊かな心育成プロジェクト
- ④ 子ども元気創造プロジェクト
- ⑤ グローバル人材育成プロジェクト
- ⑥ ものづくり人材育成プロジェクト
- ⑦ 魅力ある学校づくりプロジェクト
- ⑧ 安心・安全な学校づくりプロジェクト
- ⑨ 教職員人材育成プロジェクト
- ⑩ 世界スカウトジャンボリー開催プロジェクト

議案第9号『第2期県立高校将来構想の策定について』

第2期県立高校将来構想の策定について、高校教育課から説明し、承認を求めた。

【概要】

第2期県立高校将来構想（最終案）の概要

第1章 第2期県立高校将来構想の策定について

1 策定の趣旨

中学校卒業生数が継続的に減少していく中、中長期的視点に立って本県高校教育の質の確保・向上を図るため、第2期県立高校将来構想を策定

2 構想の期間

平成27年度から平成36年度まで

第2章 高校教育をめぐる現状と課題について

1 県立高校を取り巻く状況の変化

【社会の変化】

知識基盤社会の到来や、グローバル化、高度情報化の進展等、教育を取り巻く社会の変化に対応するため、柔軟な思考力や創造性をはじめ、応用・実践する力等を育成することが課題

【家庭・地域の変化】

都市化・過疎化や核家族化が進む中、学校と家庭・地域の三者が一体となり、教育内容や指導・支援体制の改善・充実、教育環境の整備などに取り組むことが課題

【教育をめぐる国の動き】

教育基本法等関係法令の改正や第2期教育振興基本計画の策定など、国の教育改革の動向等を捉えた上で、知・徳・体の調和のとれた教育や質の高い教育環境づくりを推進することが課題

2 県立高校の現状と課題

【生徒の多様化】

生徒の多様な進路希望や学習動機等の実態を踏まえ、生徒や保護者、地域のニーズに応える特色ある学校づくりや選択幅の広い柔軟な教育を推進することが必要

【生徒のニーズの多様化】

興味・関心、進路希望等に対応した教育内容の充実や指導方法の工夫・改善、多様な生徒のニーズに応える柔軟な教育システムの構築が課題

【中学校卒業生数の減少】

中学校卒業生数が継続的に減少していく中、一定の学校規模の確保をめざした再編整備を進め、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、より質の高い高校教育を提供することが課題

第3章 今後の県立高校の在り方について

1 めざすべき県立高校像

(1) 県立高校像を考える視点

【生きる力の確実な育成に向けた教育の推進】

基礎的・基本的な知識・技能に加え、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」と「豊かな心」、「健やかな体」など生きる力を確実に育成

【社会の変化への対応】

社会が激しく変化する中、様々な課題の克服に向けて果敢にチャレンジし、「活力みなぎる山口県」の創造を担う、次代を拓くたくましい人材や地域活性化のリーダーとして活躍できる人材など、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成

【生徒の多様化への対応】

生徒の多様なニーズに対応して、学校の個性化・多様化を図る教育活動を一層充実するとともに、選択幅の広い教育課程の編成など、柔軟な教育システムの構築を推進

【生徒減少への対応】

今後も中学校卒業生数の減少が見込まれる中、選択幅の広い教育の推進と活力ある教育活動の展開など、高校教育の質の確保・向上に向けた取組を進めることができるよう、一定の学校規模の確保をめざした再編整備を推進

【現行構想の成果と課題】

これまで、統合した学校においては、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、魅力ある学校づくりが進む一方、再編整備実施校の中には、入学者数が募集定員に満たない学校があるなどの課題もあり、引き続き、学校の特色づくりと学校・学科の再編整備などを推進

(2) 基本的コンセプト（学校づくりの方向性）

質の高い高校教育を提供するため、次に示した基本的コンセプトで学校づくりを推進

- ◇生徒が夢を育み、志をもって学ぶ学校
- ◇生徒や教職員が生き生きと活動し、活力のある学校
- ◇地域に愛され、地域とともにある学校

2 教育活動の充実

(1) 確かな学力を育成する教育の充実

習熟度別指導や少人数指導、個別指導等、きめ細かな指導を充実するとともに、言語活動や探究活動など、多様な学習活動を推進

(2) 豊かな心を育む教育の充実

社会奉仕活動や就業体験等の体験活動を積極的に導入し、良好な人間関係を構築する力や、自省的な態度、自尊感情等を育成する教育活動を充実

(3) 健やかな体を育む教育の充実

各教科・科目、特別活動等における健康や安全に関する指導の充実や、運動部活動の活性化を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成

(4) 進路指導の充実

企業訪問やインターンシップ等をはじめとして、学校と家庭、地域、産業界等が連携した“オールやまぐち”でのキャリア教育を推進

(5) 生徒指導、相談・支援体制の充実

スクールカウンセラーを活用したカウンセリング体制の充実や個別の教育相談の実施など、問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた生徒指導・教育相談体制の充実

(6) グローバル人材の育成

世界スカウトジャンボリーの開催を契機として、外国人とふれあう機会の創出や、県内大学で学ぶ留学生との積極的な交流を推進し、コミュニケーション能力等を育成する教育活動を充実

(7) ICT活用の推進

ICT機器を活用し、指導方法の工夫・改善を図るとともに、テレビ会議システムによる双方向型の授業の導入に努め学校間の連携や交流を支援し、教育の情報化を検討

3 教育環境の充実

(1) 教職員の資質能力の向上

「教職員人材育成基本方針」に示す「五つの基本方針」に基づき、教員の指導力を向上させる取組をより一層推進

(2) 学校運営の活性化

各学校における自己評価や学校関係者評価の充実を図るとともに、アンケート等を通して把握した保護者や地域の意見を学校運営に反映させる取組を推進

(3) 地域と連携した学校づくり

保護者や地域の声を学校運営に反映させるコミュニティ・スクールの高校への導入を検討するとともに、高校がもつ人的・物的な教育機能の地域社会への還元や、ボランティア活動など地域を活性化する取組、地域に貢献する取組を充実

(4) 安心・安全な学校づくり

事件・事故等の防止とともに、災害等の発生時の被害を最小限にするため、安心・安全な学校づくりの取組を総合的かつ効果的に実施

(5) その他

経済的理由により修学が困難な生徒に対して、引き続き、奨学金制度の周知・拡充を図るなど、修学支援の充実

第4章 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備について

1 特色ある学校づくり

大学等への進学に重点を置く取組や高度な専門性をもった産業人材を育成する取組を充実するなど、拠点的な役割をもつ学校について、分散型都市構造にある本県の特長も考慮した配置を検討

(1) 全日制課程の方向性

【普通科系の学科】

大学等への進学に重点を置く取組を拠点となって進める高校について地域バランスを考慮した配置を検討するとともに、知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視する新しい学科「探究科（仮称）」への改編も検討

【専門学科】

学科ごとに専門性をリードする高校の適切な配置や、実験・実習設備等の計画的な整備について検討

[農業に関する学科]

地域バランスを踏まえて拠点的な役割をもつ学校の配置を検討するとともに、他の農林業教育の機能を有する学校とのネットワークを構築し、県全体の農業教育を充実

[工業に関する学科]

再編整備により、多様な専門分野と専門性を追求することのできる工業教育の拠点的な役割をもつ学校を地域バランスに配慮しながら配置するよう検討

[商業に関する学科]

再編整備により、学校規模の拡大を図り、工業に関する学科など他の学科と連携した総合的・実践的な商業教育を推進

[水産に関する学科]

地域社会や産業界等と連携したプロジェクト学習やインターンシップなど体験的な学習を積極的に展開し、実践力が身に付く水産教育を推進

[家庭に関する学科]

地域産業との連携を図りながら、生活の質の向上をめざす実践的な学習活動や、

課題解決に取り組む学習活動を推進

[看護に関する学科]

医療施設だけでなく看護が実施されている様々な施設での実習や、医療職・福祉職などの社会人講師の積極的な活用等による教育活動の更なる充実

[福祉に関する学科]

幅広い教養と豊かな人間性を備えた質の高い介護福祉士を養成する福祉専攻科を設置

【総合学科】

学校設定科目や系列の見直しを図るとともに、進学指導を重視した教育活動を充実させるなど、更なる魅力づくりを推進

(2) 定時制・通信制課程の方向性

多様な学びのニーズに応える新しいタイプの多部制定時制課程の設置や、活力ある教育活動が展開できるよう、夜間定時制課程の再編統合について検討

(3) 中高一貫教育の推進

児童生徒や保護者・地域のニーズ等を考慮しながら、適正な定員配置や進学指導に重点を置いた中高一貫教育校の設置などを検討し、中高一貫教育を推進

2 学校・学科の再編整備

(1) 再編整備の必要性

高校教育の質の確保・向上を図るためには、一定の学校規模の確保をめざし、再編整備を進めることが必要

(2) 望ましい学校規模

開設科目数、配置教員数などから、1学年4学級から8学級

(3) 再編整備の進め方

中学校卒業生数の推移や分散型都市構造にある本県の実情等を踏まえ、年次的かつ計画的に実施

① 1学年3学級以下の小規模校の再編統合を基本として、望ましい学校規模の確保をめざし検討

② 1学年2学級の学校について、生徒の通学実態等から望ましい学校規模の確保をめざした近隣の学校との再編統合が困難な場合には、分校化を検討

③ 全日制課程を置く分校については、将来的に入学者が定員の二分の一を満たすことが見込まれない場合、募集停止を検討

④ こうした再編整備の実施にあたっては、高校教育の質の確保を図る観点や地理的条件、交通事情による生徒の教育への影響等を、総合的に勘案しながら検討

(4) 配慮事項

再編整備の対象校であっても、県全体の教育効果を高めることが特に期待される学校においては、当面は学校を維持することも検討

第5章 将来構想の推進について

1 地域社会との協働

教育活動の多様化とその質の向上のために、地域の教育力を積極的に活用しながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進

2 実施計画の策定

第2期県立高校将来構想を、今後、年次的・計画的に進めるため、特に、学校・学科の再編整備については、各学校の状況等を踏まえながら、実施計画を策定

報 告 事 項

◆平成28年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について、教職員課から以下のとおり報告が行われた。

【概 要】

平成28年度(2016年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目 的

この試験は、平成28年度(2016年度)における山口県の公立学校の教員としての採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

2 実施する選考区分、志願区分(校種等)及び教科等

選考区分	志願区分(校種等)	教 科 等	
一般選考	小 学 校		
	中 学 校	国語、社会、数学、理科、音楽 ^{※1} 、美術 ^{※2} 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高 等 学 校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽 ^{※3} 、美術 ^{※4} 、書道)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、水産 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小 学 部	
		中 学 部	中学校の試験を実施する教科 ^{※1} 、 ^{※2}
高 等 部		高等学校の試験を実施する教科(科目等)のうち、芸術(書道)及び水産を除く教科(科目等) ^{※3} 、 ^{※4}	
	養 護 教 諭		
社 会 人 特 別 選 考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
ス ポ ー ツ ・ 芸 術 特 別 選 考		中学校の保健体育 ^{※5} 、音楽 ^{※6} 、美術 ^{※7} 、高等学校の保健体育 ^{※5} 、芸術(音楽 ^{※6} 、美術 ^{※7} 、書道)	
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考		小学校	
博 士 号 取 得 者 特 別 選 考		高等学校の理科	
看 護 科 教 諭 特 別 選 考		高等学校の看護	
身体障害者を対象とした選考		一般選考で実施する志願区分(校種等)・教科等	

3 出 願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。ただし、一般選考における中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることができます。【注】

- また、次に示す特定の教科等については併願を認めます。
- (1) 一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽との併願(上表中※1)
 - (2) 一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術との併願(上表中※2)
 - (3) 一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)との併願(上表中※3)
 - (4) 一般選考における高等学校芸術(美術)と特別支援学校高等部芸術(美術)との併願(上表中※4)
 - (5) スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育との併願(上表中※5)
 - (6) スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)との併願(上表中※6)
 - (7) スポーツ・芸術特別選考における中学校美術と高等学校芸術(美術)との併願(上表中※7)

【注】(1)又は(2)を希望する者は、小学校を第二志願とすることはできません。

4 受 験 資 格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。

(1) 所有免許状について

教育職員免許法に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成28年3月31日までに各相当の普通免許状を取得見込みの者。

次の志願区分(校種等)及び教科等については、それぞれに掲げる要件を満たす者。

ア 小学校を第二志願とする者にあつては、各相当の普通免許状に加え、小学校の普通免許状が必要です。

イ 高等学校の芸術(書道)を志願する者にあつては、書道の普通免許状に加え、高等学校の国語の普通免許状が必要です。

ウ 高等学校の情報を志願する者にあつては、情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。

エ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者(併願も含む。)にあつては、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。

オ 社会人特別選考における高等学校の工業及び看護科教諭特別選考を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿登載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(2) 受験年齢について

昭和41年4月2日以降に生まれた者

(3) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号に規定する欠格条項に該当しない者

(4) その他

ア 社会人特別選考

次のa又はbに該当する者で、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。

a 現に民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの

なお、高等学校の工業を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(1)所有免許状についてのオ参照)

b 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身につけたもの

イ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次のa～dのいずれかに該当する者で、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成22年4月1日以降のものに限る。

○ スポーツ分野(※)

a 国際的な大会に日本代表として出場した者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

b 全国的な大会で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

※ スポーツ分野の対象種目

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン

○ 芸術分野

c 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

d 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

ウ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

平成26年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

エ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

オ 看護科教諭特別選考

相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者については受験できます。(4の(1)所有免許状についてのオ参照)

カ 身体障害者を対象とした選考

(7) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(4) 介護者なしで職務の遂行が可能な者

5 選考試験の内容

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 身体障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 集団面接(討議) 実技【注2】 特別支援教育専門【注3】	適性検査 個人面接
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 集団面接(討議) 実技【注2】	集団面接 (模擬授業・討議)
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門	小論文
スポーツ・芸術特別選考 看護科教諭特別選考	個人面接(口述試験) 集団面接(討議)	実技【注4】

- 【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。
- 【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。
- 【注2】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科等及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。
- 【注3】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。
なお、特別支援学校との併願を希望する者についても実施します。
- 【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。
なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除

<p>○前年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>平成27年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（平成27年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する者に限ります。）。</p> <p>【注】第一次試験免除者Aについては、4の(2)に定める年齢を超えている場合にも受験を認めます。</p>	<p>以下 第一次試験免除者A という。</p>
<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>現に他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）で、平成27年3月31日現在、3年以上の勤務経験（受験する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験に限る。また、退職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有するものが、同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願した場合は、第一次試験を免除します。</p>	<p>以下 第一次試験免除者B という。</p>
<p>○「第一次試験免除者B」以外の他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）が、出願時の勤務と同一志願区分（校種等）で出願した場合は、教職専門を免除します。</p>	<p>以下 教職専門免除者A という。</p>
<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次に掲げる者のうち、過去3年間（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、教職専門を免除します。</p> <p>ア 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>イ 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>ウ 山口大学教育学部附属学校の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員として扱い、非常勤教諭は非常勤講師として扱う。）</p> <p>非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定にあたっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一校のみを対象とします。</p>	<p>以下 教職専門免除者B という。</p>

7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

(1) 発表日（配布開始日）

平成27年5月14日（木）予定

(2) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。封筒の表に住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し、「教員志願書類請求」と朱書、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は65円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。
請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課 ☎083-933-4550

8 志願書類の受付等

(1) 受付窓口

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

(2) 受付期間

平成27年5月15日（金）～6月5日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 郵送、インターネットによる出願

ア 郵送の場合は、平成27年6月5日（金）までの消印のあるものは有効とします。

イ 一般選考（一部を除く。）については、インターネットによる出願も受け付けます。

インターネットによる受付は、平成27年5月15日（金）午前9時～5月29日（金）午後5時までです。

(5) 身体に障害がある志願者への配慮

身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技の免除、車椅子の使用や点字及び拡大文字、手話通訳による受験等の配慮をしますので、出願時に申し出てください。

9 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期 日	平成27年7月18日（土）、19日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 國學院大學たまプラーザキャンパス（東京会場）【注1】

【注1】國學院大學たまプラーザキャンパス（神奈川県横浜市）においては、次の試験を実施する予定です。

○一般選考における小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産）、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部（国語、社会、数学、理科）及び特別支援学校高等部（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業）

○社会人特別選考（小学校、中学校及び高等学校の試験を東京会場で行う教科（科目等））

○博士号取得者特別選考

【注2】スポーツ・芸術特別選考、看護科教諭特別選考及び身体障害者を対象とした選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期 日	小 学 校：平成27年8月22日（土）～26日（水） 上記以外の志願区分（校種等）：平成27年8月22日（土）、23日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 山口県立山口農業高等学校

10 採用候補者名簿への登載と採用

○ 選考試験結果の通知は、平成27年10月7日（水）に行う予定です。

○ 選考試験結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載します。

○ 採用は、採用候補者名簿登載者の中から必要に応じて行います。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することもあります。

○ 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。

○ 平成28年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成30年度採用候補者名簿に登載します。

・平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。

・平成30年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。

※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

○ 平成28年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成29年度採用候補者名簿に登載します。

・平成29年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。

・平成29年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。

※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

1.1 主な変更点

(1) 受験年齢の上限の引上げ

受験年齢の上限については、これまで選考区分や志願区分（校種等）、教科などにより44歳以下の場合と49歳以下の場合がありましたが、全て49歳以下とします。

【注】年齢は平成28年4月1日時点です。

(2) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の新設

小学校の志願者で、受験資格に示す要件を満たす者のうち、平成26年度山口県教師力向上プログラムを修了したものについては、特別選考を実施するとともに、教職専門及び集団面接（討議）を免除します。

(3) 小学校における個人面接の日程の変更

個人面接については、これまで全ての志願区分（校種等）において第二次試験の2日目に実施していましたが、小学校を志願する者（小学校を第二志願とする者を除く。）については、第二次試験の2日目から5日目までの指定する1日に実施します。

【 質 疑 】

○稲野委員：東京会場での受験者はどのくらいの人数か。

●教職員課長：昨年度の受験者は59名となる。

○委員長：教師力向上プログラム修了者特別選考枠が新設されたが、この教師力向上プログラムを受講者の状況等はどうなっているか。

●教職員課長：今年度初めての取組で、45名の希望者の内、面接や小論文等により選考を行い、27名が受講している。このプログラムでは県教委の事務局職員が講師となり、AFPYや道徳教育等大学ではあまり行わないが、学校現場で活用できる内容の講義を行った。受講した学生については、非常に意欲が高く、事務局としても今後期待をしているところ。